

## 評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人もろほし会

## 評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もろほし会の定款第5条、第6条及び第15条に基づく評議員、役員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条による者をいう。
- (5) 苦情対応第三者委員とは、利用者の意見・要望等の相談解決実施要領第2条第3項による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会に出席したとき及び理事会に出席したとき並びに法人及び施設に係る業務にあたったときは、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会に出席したとき及び法人及び施設の運営のためにその業務にあたったときは、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

3 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、理事会に出席したとき及び評議員選任・解任委員会等本会業務に出席したときは、別表3に基づき支給する。

4 苦情対応第三者委員の報酬は日額とし、理事会に出席したとき及び法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたったときは、別表4に基づき支給する。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第3号、第4号、第5号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払う者とする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

### 付 則

この規程は、令和元年6月20日より適用する

別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)
評議員	12,450	200,000

別表 2 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)
理事	12,450	500,000
監事	12,450	500,000

別表 3 評議員選任・解任委員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)
評議員選任・解任委員	12,450

別表 4 苦情対応第三者委員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)
苦情対応第三者委員	12,450